

研究教育院生に関するよくある質問（FAQ）

※ 以下のFAQの内容は、諸般の事情により変更する場合がありますので、該当する場合は、最新の情報をご確認願います。

I 奨学金の支援内容

Q1：① 奨学金の支援内容はどのようになっていますか？
② 学術振興会の特別研究員に採用されていても、奨学金を受給できますか？

A1：研究教育院生は、各自の専門分野の研究を深めることのみならず、融合・学際分野での研究開拓に挑戦してもらい、将来のアカデミアを担う国際的に通用する若手研究者の養成を推進することが目的です。特に、博士研究境域院生に対しては、高額の奨学金が支給されますが、これは経済的に心配がない状態で研究に専念し、融合研究の分野において優れた成果を期待しての現われと理解して下さい。

なお、学術振興会の特別研究員に採用された場合は、下表のとおり授業料相当の奨学金が支給されます。

また、学内のリーディング大学院、国際共同大学院、卓越大学院等のプログラムに採択された場合は、併給調整が行われますので、必ず、双方の事務担当者に相談して下さい。

奨学金等の支援内容

区 分	奨 学 金	備 考
修士研究教育院生	前期 250,000 円 後期 250,000 円	採用期間 1 年間
博士研究教育院生	月額 180,000 円 年額 2,160,000 円	採用期間 3 年間 【10 月入学者：2 年半】
博士研究教育院生 (日本学術振興会 特別研究員採用者)	前期 300,000 円 後期 300,000 円 ※ 授業料減免による調整 ① 申請なし 600,000 円/年支給 ② 授業料半額免除 300,000 円/年支給 ③ 授業料全額免除 支給しない	採用期間 【DC1：3 年間】 【DC2：2 年間又は 1 年間】

注1：学際高等研究教育院では、学外（財団等）の重複制限のない奨学金の受給に関しては、受給を認めております。

注2：財団等の研究助成金等の受給に伴い、研究活動に支障が生じると認められる場合には、奨学金の併給調整が行われる場合があります。

注3：奨学金のうち、修士研究教育院生の支給額については、検討中です。

注4：学際高等研究教育院の支援内容のうち、研究経費の支援は、令和元年度をもって終了しました。

注5：奨学金の額は、状況により変更される場合があります。

II 研究教育院生の公募

Q2：① 修士研究教育院生の申請資格はどのようになっていますか。
② 博士課程への進学は予定していませんが、修士研究教育院生への申請を希望しています。申請できますか？

A 2：修士研究教育院生の申請資格は、修士課程1年次生に在籍している学生であり、本院の指定授業科目を6単位以上修得し、かつ博士課程に進学することを予定している者とし
ます。修士研究教育院生が就職へと進路を変更した場合には、支援経費の一部返却を求め
るか、支援を打ち切るか等が事情に応じて行われます。なお、博士課程への進学は原則
として本学への進学とします。 【研究教育院生の申請及び選抜に関するマニュアル抜粋】

Q 3：修士課程に在籍し、1年間留学して在籍期間を1年延長する場合、3年目（M2）に修
士研究教育院生に申請したいと思っておりますが、可能でしょうか。また、M1の時に履修した指
定授業科目は申請の際有効でしょうか。

A 3：修士研究教育院生の場合は、修士2年次学生を同一年度において1年間支援を行うこと
を使命としております。ご質問では、「1年間留学して在籍期間を1年延長する場合」とあり
ますが、1年間の留学の形態は、次の2つの形態が考えられます。

(1) 1年間休学により留学した場合：3年目は正規の在籍期間になり、修士研究教育院生
に採用後1年間の修学期間を有することが可能となりますので、申請は可能です。

(2) 1年間在籍のまま留学した場合：1年延長する在籍期間は留年扱いとなります。正規
の在籍期間内（2年間）ではありませんので、申請資格はありません。

なお、出産・育児のために在籍期間3年で修了する課程を選択した学生が3年目に修士
研究教育院生として採用された例もあります。

また、留学等により1年次に半年間休学した場合は、2年次への進学が10月となり、同
一年度に1年間の修学期間を確保できませんので申請資格はありません。

既に履修した指定授業科目も有効です（※直近の履修を義務付ける規定はありませんの
で、先行履修も可能です。ただし、成績証明書に反映され履修が確認できるものに限りま
す。）。

Q 4：博士研究教育院生の申請資格はどのようになっていますか。

A 4：博士研究教育院生の申請資格は、「修士研究教育院生」であった学生、あるいは「修士研
究教育院生」以外で特に成績（学業、研究活動、発想など）が優秀な博士課程後期3年の課
程1年次生（前年の10月進学・編入学者含む）、医学、歯学及び薬学履修課程（博士後期
4年制課程）2年次生に在籍している学生であること。博士研究教育院生が博士課程修了
前に就職へと進路を変更した場合には、資格を喪失したものとして、支援経費の一部返還
または支援打ち切り等が事情に応じて行われます。

【研究教育院生の申請及び選抜に関するマニュアル抜粋】

Q 5：修士研究教育院生ではありませんし、指定授業科目も履修していませんが、博士研究教
育院生に申請することはできますか？

A 5：博士研究教育院生の申請資格は、『「修士研究教育院生」であった学生、あるいは「修士研
究教育院生」以外で特に成績（学業、研究活動、発想など）が優秀な学生』と規定されてい
ますので、申請は可能です。

なお、指定授業科目の履修は、修士申請時のみの必須条件になります。

Q 6：医学、歯学及び薬学履修課程（博士後期4年制課程）に進学の1年次生に対する支援は
ありませんか？

A 6：平成27年度開催の学際高等研究教育院運営専門委員会において、極めて優秀な修士研究
教育院生であった医学、歯学及び薬学履修課程（博士後期4年制課程）の1年次生に、特

別枠として博士研究教育院生の申請資格を与え、当該研究科の推薦により申請を受理することにしています。申請書受理後の資格審査は、一般の申請者と同じ扱いになります。

なお、申請は1回に限り、2年次の申請はできません。

また、極めて優秀な判断については、修士研究教育院生としての様々な状況を勘案し、学際高等研究教育院において判断しますが、可否の判定基準を公表することはできません。

【研究教育院生の申請及び選抜に関するマニュアル II-1. 申請資格 参照】

Q7：博士課程後期4年制課程の1年次に在籍していますが、4年間のうち、1～3年次に支援を受けることはできませんか？

A7：学際高等研究教育院は、博士課程を無事修了し、将来のアカデミアを担う国際的に通用する若手研究者の養成を推進することが目的ですので、修了年次を含む3年間を支援することが使命と考えています。ご希望の1～3年次に支援することはできません。

Q8：10月入学です。10月の募集はありますか？

A8：研究教育院生の募集は、4月採用の募集のみで、10月入学者に対する募集は行われておりません。

なお、修士研究教育院生に対する支援対象期間は、同一年度内における修士2年次の修学期間になります。したがって、10月入学の修士大学院生は、研究教育院生としての支援対象期間である修士2年次の修学期間が、同一年度において1年間確保することができないため、応募資格がありませんので注意して下さい。

また、10月入学の博士大学院生は、入学から半年経過後の翌年4月採用の博士研究教育院生に申請できます。ただし、3年次は9月で修了になるため、支援期間は2年半になります。例え、翌年の3月まで留年する場合であっても、留年期間は支援対象期間には含まれませんので、2年半の支援期間に変更はありません。

Q9：学振特別研究員に内定されていますが、申請できますか？

A9：申請は可能です。ただし、採択された場合、前述のA1のとおり併給調整後の奨学金を支給します。

Q10：学内のリーディング大学院プログラム又は国際共同大学院プログラム若しくは卓越大学院プログラムに採用されて（又は応募して）いますが、申請できますか？

A10：採用者、応募中のいずれも申請は可能です。ただし、研究教育院に採択された場合は、他のプログラムの奨学金と重複受給はできませんので、本人の不利益にならないよう考慮した上で、併給調整を行います。（A1及びA2.1参照）

Q11：① 副指導教員の役割について？

② 他大学の教員を副指導教員に充てることはできますか？

A11：副指導教員制度は、指導教員の指導上の補佐を含めて、融合研究の遂行上、指導教員とは異なる専門分野の研究指導や相談に対応する教員が必要ではないかとの判断によるものです。従って、副指導教員は、必ずしも同一研究室内の教員を充てる必要はありません。

また、基本は本学の教員（助教を除く。）になりますが、他大学の教員を充てることも可能です。その場合は、副指導教員に本学の教員も加え、二人体制にして下さい。

なお、研究教育院生の申請時まで副指導教員が定まらない場合は、空欄のまま提出し、採用確定後に配付される「副指導教員届」に記入のうえ、提出して下さい。

Q12：指導教員又は副指導教員に、論文指導教員の主査教員又は副査教員を当てる義務はありますか？

A12：研究内容がどの程度一致しているかにもよりますが、指導教員又は副指導教員は、論文指導教員の主査教員又は副査教員に必ずしも一致しないこともあると考えています。

Q 1 3 : 副指導教員の重複は可能ですか？

A 1 3 : 研究教育院生の申請にあたっては、同一指導教員が推薦できる制限が設けられていますが、副指導教員に対する制限はありません。ただし、重複による過度な負担が生じないように、指導教員及び副指導教員を依頼する先生方によく相談して下さい。

Q 1 4 : 書類審査、面接試問での審査コメントを公表してもらえませんか。

A 1 4 : 書類審査は、「研究教育院生の申請及び選抜に関するマニュアル」に基づき、領域基盤ごとに4人の審査委員によって、また、面接試問は、領域基盤ごとに5人の審査委員によって、それぞれ点数制により評価します。その評価結果を集計した結果に基づき、最終的に全学の委員から構成する運営専門委員会において合格者を決定しております。なお、書類審査及び面接試問に係る審査コメント、不採用の理由等については公表していません。

Q 1 5 : 採用スケジュールに提示されているヒアリング審査期間に出張（国内・海外）が予定されています。別の日程で面接していただくことは可能ですか？

A 1 5 : 審査委員のスケジュールを調整した日程により一律に実施しておりますので、個別対応はできません。時間などはできるだけ考慮しますが、ヒアリング審査予定期間中は、いつでも対応できるようにして下さい。(海外出張の場合に Skype 面接の実績もありますが、回線が不安定で途切れやすいなどの難点があります。)

Ⅲ 指定授業科目

Q 1 6 : 指定科目の講義場所や開催日を教えてください。

A 1 6 : 指定科目は各研究科等で開講している科目を、指定科目としても開講していただくようお願いしているものです。講義の詳細については開講する各研究科に問い合わせして下さい。

Q 1 7 : 指定授業科目一覧と研究科のシラバスで開講時期等が異なりますが、どちらが正しいのでしょうか？

A 1 7 : 研究科のシラバスを優先して下さい。(指定授業科目一覧発行後に変更になっている可能性がある為、詳しくは直接研究科の教務係へ問い合わせして下さい。)

Q 1 8 : 指定授業科目 6 単位のうち 4 単位以上は他専攻とありますが、自専攻も他専攻も含まれる科目はどのように扱われるのでしょうか？

A 1 8 : 自専攻の科目でも、他専攻が含まれていれば、他専攻として受講した科目にカウントできます。受講義務の 6 単位がすべて他専攻でも構いません。

Q 1 9 : 融合領域研究合同講義の授業を欠席したので、当日の配布資料を基に感想文を書きました。受け取っていただけますか。

A 1 9 : できません。感想文はあくまでも講義を受講した者の感想として講義担当者に評価していただくものです。講義資料を後日配布しているのはあくまでも参考になればとの配慮からですのでご了承下さい。

Q 2 0 : 指定科目履修届の提出を失念していました。修士研究教育院生に申請する今からでも受け付けてもらえますか？

A 2 0 : はい、受け付けます。

基本的に指定授業科目の履修届はいつでも受け付けます。あくまでも受講されていることが重要になりますので、すでに受講済みの授業科目を指定授業科目として登録するための履修届については、提出が遅延した場合も受理しています。

IV 奨学金の支給

Q 2 1 : 学内の他のプログラムに採用されましたが、奨学金の重複受給は可能ですか？

A 2 1 : 学際高等研究教育院では、学外（財団等）の重複制限のない奨学金の受給に関しては、受給を容認しておりますが、学内のリーディング大学院、国際共同大学院、卓越大学院等他のプログラムに採択された場合は、併給調整が行われますので、必ず、双方の事務担当者に相談して下さい。

なお、学際高等研究教育院の奨学金を受給し、さらに前記のプログラム等の奨学金相当分をRA経費にて受給する場合は、副業等の制限により、慣例に従い週5時間程度（※）に制限しています。

※ 副業の時間制限は、平成30年3月までの日本学術振興会特別研究員制度の基準を準用し、週5時間、月20時間程度を制限の根拠として踏襲している。

Q 2 2 : 学外の奨学金を重複して受給することは可能ですか？

A 2 2 : 学際高等研究教育院では、学外の財団等の奨学金支給機関が重複制限を課していない場合は、原則として学外の財団等からの受給を容認しています。

ただし、当該奨学金が研究助成金の性格を持ち合わせ、研究成果報告等を求められる場合は、研究教育院生としての採択課題の研究遂行に対する支障の程度により判断することになりますので相談して下さい。このようなケースでは、併給調整を行う場合があります。

Q 2 3 : 研究教育院が支給する奨学金は、所得課税の対象になりますか？

A 2 3 : 研究教育院が支給する奨学金は、給付型奨学金として学資に充てるために給付されているものであり、給与として支給されているものではありません。

従って、所得税法第9条に「学資に充てるため給付される金品」は非課税所得と規定されていますので、この給付型奨学金に係る所得税の申告は必要ありません。

また、研究教育院の奨学金に係る税法上の扶養控除の適用につきましては、扶養控除の手続きを行う事業所等の担当者に、研究教育院が支給する奨学金が税法上非課税所得扱いになっていることを説明し、判断を受けて下さい。

V 副業・アルバイト

Q 2 4 : 副業やアルバイトは可能ですか？

A 2 4 : 学際高等研究教育院では、研究教育院生の研究課題の研究遂行に支障が出るおそれがあるので、副業やアルバイトに従事することを制限しています。

ただし、やむを得ず、研究科内の事業等に関するTA、RA、AA等（以下、「TA等」という。）に従事する場合は、一定の時間内において認めることといたします。

なお、下記の事項を含めて、従事内容等により可否を判断することになりますので、研究教育院生に採用され、「TA等」に従事する場合はメールにて必ず報告をお願いいたします。

【「TA等」への従事】

◆ 研究科内の事業に関する「TA等」に従事する場合は、次の事項を満たすこととし、従事時間数等を考慮のうえ、認めることといたします。

- ① 研究教育院生の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと。
- ② 研究教育院生の研究課題の研究遂行に資する業務であること。
- ③ 将来、大学等の教員・研究者になるためのトレーニングの機会となる業務であること。

④ 常勤職及びそれに準ずる職ではないこと。
T A等に従事する場合は、慣例に倣い従事時間数を週 5 時間程度 (※) に制限します。

※ 副業の時間制限は、平成 30 年 3 月までの日本学術振興会特別研究員制度の基準を準用し、週 5 時間、月 20 時間程度を制限の根拠として踏襲している。

【行事支援】

◆ 学内、研究科内又は研究室での主催事業（研究教育院生の研究に関連する学会主催事業を含む。）に係るアルバイトについては、継続的な事務処理業務等への従事を除き、平日の開催日等の単発的な支援業務（2 日以内）については、研究活動の一貫として認めることといたします。

【非常勤講師】

◆ 将来、資格取得に有利となる非常勤講師等業務への従事については、その実態に応じて判断しますので、相談下さるようお願いします。

【その他】

◆ 帰宅後の夜間のアルバイトや休日のアルバイトについては、良識の範囲内において従事して下さい。授業や研究教育院生の研究課題の研究遂行に支障が出ているのではないかと、との疑念を持たれないように注意して下さい。

Q 2 5 : 研究教育院生の採用前に T A 等に従事し、給与を受給していますが、返還義務はありますか？

A 2 5 : 研究教育院生採用前の給与に関しては、返還の義務はありません。ただし、採用後の対応については、A 2 4 を参考に適切にご対応をお願いいたします。

Q 2 6 : アドミニストレイティブ・アシスタント (AA) に従事することは可能ですか？

A 2 6 : アドミニストレイティブ・アシスタント (AA) は、事務補佐など管理運営等の業務の補助を行うことを目的に、学部学生及び大学院学生を採用する本学の制度です。T A、R A 等と同様に扱いますので、A 2 4 を参考に適切にご対応をお願いいたします。

Ⅶ 謝辞

Q 2 7 : 論文等に研究教育院に対する謝辞を記載する場合は？

A 2 7 : 研究教育院への謝辞についてですが、定型文はありません。研究費の一部を研究教育院から支援を受けた旨を記載して下さい。英文の場合は下記の記載例を参考にして下さい。

例) This work was supported by a Grant-in-Aid of Tohoku University, Division for Interdisciplinary Advanced Research and Education.

Q 2 8 : 謝辞を記載する場合、注意することはありますか？

A 2 8 : 研究教育院以外から奨学金等を受給し、その支給元の職務専念義務や重複受給制限に抵触する場合は、「奨学金」や「研究費」の支援を受けたという表現は避けて、授業料支援 (support of tuition fees)、研究環境 (research environment) や研究指導 (research guidance)、アドバイスなどを受けたという表現にして下さい。

Ⅶ その他

Q 2 9 : 学会、研究会等参加旅費は引き続き支給されますか？

A 2 9 : A 1 の「注 4」のとおり研究経費の支援は、令和元年度をもって終了します。

なお、博士研究教育院生の申請書の作成にあたっては、審査の参考に資するために、研究計画書の「研究費必要見込額内訳」の記載欄には、研究遂行上の全体を把握し、実際の必要見込額を記載して下さい。

Q 3 0 : 研究教育院生に関する相談の窓口（連絡先）は？

A 3 0 : 研究教育院生に関する相談の窓口（連絡先）及び本FAQに関する問い合わせは、以下のとおりです。電話でも結構ですが、E-mail を活用して下さい。なお、E-mail にて問い合わせの場合は、採用年度、領域、部局、氏名等を忘れずに記載して下さい。

.....
東北大学 学際高等研究教育院
総合戦略研究教育企画室
〒980-8578 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3
TEL : 022-795-5749 FAX : 022-795-5756
E-mail : senryaku@iare.tohoku.ac.jp
.....